I +B 山 /+	- 長崎県県知事
1 按(T) 7T.	按顺乐乐和书

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 4 年度)

(福祉·介護職員処遇改善計画書、福祉·介護職員等特定処遇改善計画書)

1 基本情報 < 共通 >

	シャカイフクシホウシ社会福祉法人 松原		ウカイ			
法人所在地	〒 859-1411 長崎県島原市有明町大三東甲2150番地					
【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。						

2 賃金改善計画についてく共通>

(2)福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区		※ 別紙様式2~2のとかけ												
② 処遇改善加算の算定対象月		※ 別紙様式2-2のとおり												
③ 令和 4 年度処遇改善	加算の見込	額										26,048	3,676	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii)				(;	右欄の	額は②	③欄の	額を上回	ること)			41,493	3,119	円
i)処遇改善加算の算定により賃 <u>(経験・技能のある障害福祉人</u> を						額)						214,432	2,189	円
1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を 除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)						円							
「(ア)前年度の <u>経験・技能のある</u>	「(ア)前年度の <u>経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)</u> の賃金の総額 205,764,970 円						円							
(イ)前年度の処遇改善加算の	(イ)前年度の処遇改善加算の総額 25,967,980 円					円								
(ウ)前年度の特定加算の総額	(ウ)前年度の特定加算の総額 <u>(その他の職種(C)に支給された額を除く)</u> 6,857,920 円						円							
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額						円								
⑤ 賃金改善実施期間	4	年	4	月	~	令和	5	年	3	月				

(3)福祉・介護職員等特定処遇改善加算 ① 算定する特定加算の区分 ※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり ② 処遇改善加算の取得状況 ③ 特定加算の算定対象月 円 4) 令和 年度特定加算の見込額(g) 6,880,236 円 41.493.119 ⑤ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は④欄の額を上回ること) 214.432.189 円 i)特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を 172.939.070 円 除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ) 205,764,970 円 (ア)前年度の賃金の総額 円 (イ)前年度の処遇改善加算の総額 25,967,980 (ウ)前年度の特定加算の総額 6.857.920 円 円 _ (エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額 経験・技能のある 他の障害福祉人材(B) その他の職種(C) ⑥ 平均賃金改善額 障害福祉人材(A) i)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される 61.375.739 114,311,631 円 円 賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h) 483.6 168.0 ii)前年度の常勤換算職員数(i) 40.3 14.0 iii)前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j) 円 365,332 236,376 iv)前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i) (A)のみ実施 40.954 円 v)グループ毎の平均賃金改善 (6,880,272 円) 6,880,272 円) 額(月額)(g)/(j)/(k) (A)及び(B)を実施 16,790 円 8,395 円 ※予定している配分方法について選 択すること。(<u>いずれか1つ</u>) 6,880,542 円) 2,820,720 円) 4,059,822 円) (※当該年度の特定加算の見込額と前 (A)(B)(C)全て実施 円 円 円 年度の一月当たりの常勤換算方法に より算出した職員数から算出した一人 (0 円) 円) 円) 円) 当たり配分額(月額)。(括弧内はグ ループ毎に配分可能な加算総額(年 上記以外の方法で実施 円 円 円 貊)) 0 円) 0 円 0 円) 0 円) 月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 23 人(見込) (「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由) □ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化

することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。

令和

年

月

4

令和

5 年

3

月(

12 か月

)

4

□ その他(

⑦ 賃金改善実施期間(㎏)

(4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護	護職員処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし									
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他									
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)									
	就業規則の見直し (賃金規程の見直し) その他 (
	(賃金改善に関する規定内容)									
	給与規程 ************************************									
 具体的な取組	第15条 処遇改善手当は「福祉·介護職員処遇改善交付金」制度に沿って支給する。 (別表4-2)									
内容	支援員、看護師 40,000円、就労継続支援B型支援員等 35,000円、共同生活援助世話人等 24,000円 ※「福祉·介護職員処遇改善加算」の受領額の精算により、手当額を変更する月がある。									
	※職員の就業時間に応じて手当額を変更する。									
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。									
	※工能の依拠が住のづち、資金は普に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。									
	(上記取組の開始時期) 平成 24 年 4 月 (☑ 実施済 □ 予定)									
•										
口 福祉・介護	職員等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(ノ) マ要なし									
	(A)経験・技能のある障害福祉人材									
 経験・技能の	勤続10年以上の介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、サービス管理責任者 (B)他の障害福祉人材									
ある障害福祉	上記以外の勤続10年以上の生活支援員等の福祉・介護職員の内、給与等の年間支給総額が440万円未満の者。									
人材の考え方	※定年退職後の再雇用職員は除く									
賃金改善を行う職員の範囲	✓ (A)経験・技能のある障害福祉人材									
	((A)にチェック(✔)がない場合その理由)									
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 ☑ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他									
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)									
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他()									
	(賃金改善に関する規定内容) 給与規程 別表4-2 ○ ○ ○ の週改善手当 II									
	勤続10年以上の下記条件を満たす職員に対し、福祉·介護職員等 特定処遇改善加算額の受領実績に応じ理事長が決定した額									
 具体的な取組	を支給する。ただし、定年退職後の再雇用職員は除く。 ① 下記資格等を保有する勤続10年以上の職員									
内容	介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、サービス管理責任者 ② 上記①以外の勤続10年以上の生活支援員等の福祉・介護職員の内、給与等の年間支給総額が440万円未満の者。ただし、									
	支給する額は上記①に支給する額の2分の1程度とする。									
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。									
	資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。									
	(上記取組の開始時期) 令和 1 年 12 月 (/ 実施済									
<u> </u>										
ハ 各障害福	祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く独自の賃金改善									
	「(1)④ ii)(エ)」、「(2)④ ii)(エ)」又は「(3)⑤ ii)(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載									
はちゅきへっ										
独自の賃金改 善の具体的な										
取組内容										
独自の賃金改 善額の算定根										
拠										
I										

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。

++	ァリフ	アパス要件 Ι 次のイからハま	でのす~	べての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」✓ 該当	非該当		
	1	福祉・介護職員の任用におけ	る職位、	、職責又は職務内容等の要件				
	ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。							
	/\	イ、口について、就業規則等の)明確な	は拠規定を書面で整備し、全	ての福祉・介護職員に周知している。			
++	マリフ	アパス要件Ⅱ 次のイとロ両方(の基準	を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」✓ 該当	非該当		
	1	福祉・介護職員の職務内容等 計画を策定し、研修の実施又し			としながら、資質向上の目標及び①、②に関	する具体的な		
				に、福祉・介護職員の能力評	って、研修機会の提供又は技術指導等を身 価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載する。	<u>-</u> ک		
		イの実現のための具体的な 取組内容 (該当する項目にチェック(✔)		・介護福祉十の資格を持つ職員	期間が開催する各種研修会に計画的に職員を が中心となって、毎年介護技術研修を実施 ・翌年の職員処遇に反映。結果は職員に還元し、			
		した上で、具体的な内容を記 載)		資格取得のための支援の実	施 ※当該取組の内容について下	記に記載すること		
		TX /	2	与体系を明記している。	員処遇に反映し動機付けとしている。給与規程に 員に対し、勤務シフトの融通、既取得者からの助			
	П	イについて、全ての福祉・介護	職員に	:周知している。				
. ـد		- °		**************************************	1- Mr. * 0 10 0 11 31 12 F=1 11			
 	マリー	アパス要件皿 次のイとロ両フ		. =	加算Ⅰの場合は必ず「該当」 ✓ 該当 組み又は一定の基準に基づき定期に昇給:	────非該当		
	1	神仙・別 護職員に プバ C、経験 みを設けている。	だ石しい	は貝恰寺に心して升和りる仏	祖の又は一定の奉卒に奉うさた朔に升和。	と刊足りる江祖		
		具体的な仕組みの内容(該当 するもの全てにチェック(✔) すること。)	1	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」など	どに応じて昇給する仕組みを指す。			
			2	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修 護福祉士資格を有して就業する	「修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを 者についても昇給が図られる仕組みであること。	指す。ただし、介 を要する。		
			3	一定の基準に基づき定期に昇約 ※「実技試験」や「人事評価」など 基準や昇給条件が明文化されて	どの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし	、客観的な評価		
	П	イについて、全ての福祉・介護	職員に	:周知している。				

※要件Ⅲを満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし

分類	内容
	✓ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	
けた取組	── 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	□ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上や	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする ☑ 者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の 受講支援等
キャリアアップ	✓ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
┃に向けた支援	□ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
	□ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	✓ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多	
┃様な働き方の ┃ 推進	✓ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	✓ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	☑ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	☑ 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等に よる腰痛対策の実施
┃腰痛を含む心 ┃身の健康管理	✓ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	☑ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	✓ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改	☑ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の 提供)等による役割分担の明確化
善の取組	✓ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理·整頓·清掃·清潔·躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	☑ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容
【やりがい・働き 】 がいの構成	□ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓ 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	☑ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
	より期間中の実施が困難な場合 に取組実績がある項目にチェック(✔)すること。
	要件についてく特定加算> 要件の変更に伴う情報公表システムの改修を予定していることから、令和3年度及び4年度は算定要件としない。
	※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし
実施している	周知方法について、チェック(✔)すること。
ホームページ	□ 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 / □ 掲載予定
への掲載	
その他の方法	✓ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / □ 掲載予定
による掲示等	□ その他() / □予定